

加茂市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）において、骨髄・末梢血幹細胞提供者（以下「ドナー」という。）及びドナーを雇用する事業所等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除く。以下「事業所」という。）に対し、助成金を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）移植の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付対象となるドナーは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、財団からこれを証明する書類の交付を受けた者（最終同意後に提供者の自己都合以外の理由により骨髄等の提供が中止となった場合を含む。）
- (2) 骨髄等の提供を行った日（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった日）に、市内に住所を有している者

2 助成金の交付対象となる事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業所とする。

- (1) 前項に規定する者（個人事業主を除く。）を雇用する国内の事業所
- (2) ドナーを雇用する市内の事業所

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は事業所は、助成対象としない。

(1) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けた者又は事業所

(2) 加茂市暴力団排除条例（令和元年10月3日条例第18号）に規定する暴力団関係者である者又は事業所

(3) 第2項に規定する事業所のうち、雇用するドナーに年次有給休暇を付与していない事業所

（助成内容）

第3条 助成金の額は、ドナーについては骨髄等の提供にかかる通院又は入院（以下「通院等」という。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とし、事業所については、ドナーが通院等に要した日数に1万円を乗じて得た額とする。

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院は除く。

(1) 骨髄等の採取前の健康診断にかかる通院

(2) 自己血採血にかかる通院

(3) 骨髄等の採取にかかる入院

(4) その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院、入院及び面談等

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加茂市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付

申請書(ドナー用)(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業所等は、加茂市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書(事業所用)(別記第1号の2様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) ドナーについて財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) ドナーとの雇用関係を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、申請受理後、速やかに審査を行い、加茂市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定通知書(別記第2号様式)をもって申請者に審査結果を通知する。

(助成金の返還)

第6条 市長は、申請書が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、令和3年4月1日以降に骨髄等の提供が完了したドナーを雇用する事業所について適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日より前に骨髄等の提供を開始したドナーの助成額の決定については、なお従前の例による。